

2024 年後期・保育士試験のための法制度等改正情報

【法令基準日：2024 年 4 月 1 日】

■こども大綱（2023.12.22 閣議決定）

- ・こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定める
- ・「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化

■幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン) (2023.12.22 閣議決定)

- ・全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的として策定

■こども未来戦略（2023.12.22 閣議決定）

- ・①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、という 3 つの基本理念のもとに、こども・子育て政策の強化を図る

■児童福祉法の改正（2024.4.1 施行）

- ・市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）を統合して「こども家庭センター」を設置
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」を新設。地域子ども・子育て支援事業へ位置づけ
- ・児童発達支援センターの類型（福祉型、医療型）の一元化
- ・「里親支援センター」を児童福祉施設に位置付け
- ・「親子再統合支援事業」「社会的養護自立支援拠点事業」「意見表明等支援事業」「妊産婦等生活援助事業」を新たに創設
- ・自立支援の年齢条件撤廃

■保育士の配置基準の改善

- ・満 4 歳以上児の職員配置基準を 30 対 1 から 25 対 1 へ、満 3 歳児の職員配置基準を 20 対 1 から 15 対 1 へ

■**児童相談所運営指針の改正**（2024.4.1 施行）

- ・2022（令和4）年「児童福祉法等の一部を改正する法律」の一部施行にともない全部改正

■**子ども虐待対応の手引きの改正**（2024.4.1 施行）

- ・「虐待による乳幼児頭部外傷（AHT）が疑われる場合の対応」について、児童相談所が複数診療科等のセカンドオピニオンを受け多角的に検討することの重要性等が追記

■**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）の制定**（2024.4.1 施行）

- ・婦人相談員が「女性相談支援員」に、婦人相談所が「女性相談支援センター」に名称変更

■**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正**（2024.4.1 施行）

- ・保護命令のうち「接近禁止命令」が、身体への暴力だけでなく、**精神的な暴力**にも適用

■**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正**（2024.4.1 施行）

- ・民間企業への**合理的配慮の提供を義務付け**

■**民法の改正**（2024.4.1 施行）

- ・嫡出推定制度の見直し

■**4種混合ワクチンが5種混合ワクチンへ**（2024.4.1 施行）

- ・定期予防接種の4種混合（DPT-IPV：ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）にヒブ感染症（Hib）が追加され、**5種混合（DPT-IPV-Hib）**に

■**健康日本21（第三次）**（2024.4.1 施行）

- ・多様化する健康課題に対して、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進